

バナー広告掲載注意事項

バナー広告の掲載にあたっては、当事務局で原稿内容など不備又は不適切な点等についての上、掲載いたします。

以下に該当する表現、内容を有する広告は、事前にお断りしております。

- (1) 法律、条例に違反又はそのおそれのあるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
- (4) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの
- (5) その内容又は表現が公の秩序又は善良な風俗に反する恐れのあるもの
- (6) 消費者観点からふさわしくないもの
- (7) 名誉棄損、プライバシー侵害、信用棄損、業務妨害の恐れがあるもの
- (8) 氏名、写真、商標、著作権などの無断で使用したもの
- (9) その他当協会のホームページへの掲載に不適切と判断されるもの

ホームページ・バナー広告掲載要領

一般社団法人岡山県設備設計事務所協会
広報委員会

一般社団法人岡山県設備設計事務所協会（以下「甲」という。）及びホームページ・バナー広告申込者（以下「乙」という。）は、ホームページ・バナー広告の掲載にあたり、下記事項を遵守するものとする。

1. 広告内容等
ホームページに掲載するバナー広告スペースの場所、広告掲載期間、広告掲載料、広告掲載有資格者は、「バナー広告概要」（以下「概要」という。）に定めるとおりとする。
2. 広告原稿（画像データ）の送付
乙は、広告原稿（画像データ）を概要に記載のとおり所定の仕様で製作し、入稿期限までに電子メールで甲に送付するものとする。また、乙はバナー広告のリンク先等を変更する場合は、甲に速やかに申し出るものとする。
3. 広告掲載料の支払い
 - (1) 甲は、バナー広告掲載料について、掲載決定後遅滞なく乙に対し、掲載料金（消費税込）にかかる請求書を発行するものとする。
 - (2) 乙は、甲から請求書発行後 30 日以内に別途甲が指定する銀行口座に掲載料金を振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
4. 広告内容
 - (1) 乙は、広告内容について、概要の「バナー広告掲載注意事項」の記載事項を遵守するものとする。
 - (2) 広告の内容に対する責任は、乙が負うものとし、広告の内容に関して第三者から訂正依頼、クレーム、意義又は損害賠償の請求が提起された場合、乙は、これらに対して自己の費用と責任をもって解決することとし、甲に対して一切迷惑をかけてはならないものとする。
5. 掲載の中断等
甲は、甲のホームページ又はバナー広告を掲載するためのシステムの緊急保守、更改、障害、火災、停電、天災等の事由により必要な場合、乙に事前通知することなく一時的に広告掲載の全部又は一部を中断することができるものとする。なお、この場合、甲は可及的速やかに再開するよう努めるものとする。
6. 掲載期間の延長
乙は、バナー広告掲載を延長する時は、掲載期間の 1 ヶ月前までに甲に申し出ることとする。また、バナー広告掲載期間終了にあたり、乙から延長の申し出がない場合は、甲は速やかにバナーの掲載を取りやめるものとする。
7. その他、本要領に定めのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して対処するものとする。

ホームページ・バナー広告掲載に関する問い合わせ先
一般社団法人岡山県設備設計事務所 事務局

TEL : 086-232-0248 FAX : 086-232-1106 E-mail : okask@mx3.tiki.ne.jp